

別紙様式第26号（第238条第1項関係）（法人の場合）

（日本産業規格A4）
（第1面）

第 期事業報告書

年 月 日から

年 月 日まで

年 月 日提出

登録番号

第 号

(郵便番号 -)

住 所

電話番号 () -

商号又は名称

代表者又は管理人の氏名

（記載上の注意）

法第287条第1項の登録申請書又は法第290条第1項の規定若しくは第220条第1項第1号の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者又は管理人の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

I 業 務 の 状 況

- 1 業務開始年月日
- 2 当期の事業概要
- 3 株主総会等の決議事項の要旨
- 4 役員及び使用人の状況

役 員						使用人		合 計		保険募集を 行う者として 届け出て いる人数	役員	使用人	合計	備考
常勤		非常勤		小計							名	名	名	名
	名		名		名		名							

5 事務所の状況

名 称	所 在 地	保険募集に従事す る役員及び使用人	備 考
主たる事務所		名	

計	店		計	名	
---	---	--	---	---	--

(第2面)

6 保険募集業務の状況

区 分	生命保険			損害保険			少額短期保険			合 計		
	法人	個人	計	法人	個人	計	法人	個人	計	法人	個人	計
契約件数 (件)												
保険料 (千円)												
手数料等 (千円)												

(記載上の注意)

1. 手数料等とは保険契約の締結の媒介に関して受領した手数料、報酬その他の対価の合計額をいう。以下この様式において同じ。
2. 外貨の場合は、期末の外国為替レートにより邦貨換算する。

7 取扱保険契約の内訳

① 日本で免許を受けた保険者との取引契約

(生命保険の部)

種 類	契 約 件 数	保 険 金 額	保 険 料	手 数 料 等	備 考
	(件)	(百万円)	(千円)	(千円)	
個 人 保 険					
個人年金保険					
団 体 保 険					
団体年金保険					
そ の 他					
合 計					

(記載上の注意)

- 1 取扱保険契約の内訳を記載した適切な書面がある場合は、その書面をもってこれに代えることができる。
- 2 特に記載を要する事項については、科目に追加記載しても差し支えない。
- 3 生命保険会社又は外国生命保険会社等（保険業法第219条第4項の免許を受けた特定法人の引受社員を含む。）が保険者である保険契約について記載すること。

(第3面)

(損害保険の部)

種 類	契約件数 (件)	保険料 (千円)	手数料等 (千円)	備 考
火 災 保 険				
種 類	契約件数 (件)	保険料 (千円)	手数料等 (千円)	備 考
自 動 車 保 険				
傷 害 保 険				
新 種 保 険				
船 舶 保 険				
貨物運送保険				
航 空 保 険				

再 保 険				
そ の 他				
合 計				

(記載上の注意)

- 1 取扱保険契約の内訳を記載した適切な書面がある場合は、その書面をもってこれに代えることができる。
- 2 特に記載を要する事項については、科目に追加記載しても差し支えない。
- 3 損害保険会社又は外国損害保険会社等（保険業法第219条第5項の免許を受けた特定法人の引受社員を含む。）が保険者である保険契約について記載すること。

(少額短期保険の部)

種 類	契 約 件 数	保 険 金 額	保 険 料	手 数 料 等	備 考
	(件)	(百万円)	(千円)	(千円)	
生命保険及び 損 害 保 険					
そ の 他					
合 計					

(記載上の注意)

- 1 取扱保険契約の内訳を記載した適切な書面がある場合は、その書面をもってこれに代えることができる。
- 2 特に記載を要する事項については、科目に追加記載しても差し支えない。

② 海外直接付保契約

区 分	契約件数 (件)	保険料 (千円)	手数料等(千円)	備 考
船 舶 保 険				
航 空 保 険				
貨 物 保 険				
再 保 険				
合 計				

(記載上の注意)

- 1 取扱保険契約の内訳を記載した適切な書面がある場合は、その書面をもってこれに代えることができる。
- 2 保険業法施行令第39条の2に規定する保険契約について記載すること。

(第4面)

8 自己契約の状況

自己契約に係る保険料の合計額	千円
----------------	----

保険契約に係る保険料の合計額	千円
----------------	----

(記載上の注意)

保険業法施行規則第229条の規定により計算した金額を記載すること。

自 己 契 約 比 率	%
-------------	---

9 未解決の苦情案件

申立受付日	申立人	保険種類	苦情事項	苦情の内容	賠償金見込額	訴訟の有無	備 考

10 翌年度の改定日までに供託すべき保証金の額

手 数 料 等				翌年度保証金
前々年度	前年度	当年度	合 計	
円	円	円	円	円

11 その他

(第5面)

Ⅱ 経 理 の 状 況

(保険仲立業部門についてのみ作成することが困難な場合には、全体の経理の状況を記載して差し支えない。ただし、この場合には、その旨を欄外に注記すること。)

1 貸借対照表

年 月 日現在

(単位：千円)

資産の部			負債の部		
科 目	当 期	前 期	科 目	当 期	前 期
流動資産			流動負債		
現金・預金			短期借入金		
前払金			前受金		
前払費用			前受収益		
未収入金			未払金		
未収収益			未払費用		
有価証券			未払事業税		
その他			未払法人税等		
貸倒引当金	△	△	その他		
固定資産			固定負債		
有形固定資産			長期借入金		
建物			その他		
器具・備品			負債の部合計		
土地			純資産の部		
その他			資本金		
無形固定資産			資本剰余金		

投 資 等			利 益 剰 余 金		
投資有価証券			自 己 株 式	△	△
長期差入保証金			株 主 資 本 合 計		
そ の 他			評価・換算差額等		
貸倒引当金	△	△	新 株 予 約 権		
繰延資産			純資産の部合計		
資産の部合計			負債・純資産の部 合 計		

(記載上の注意)

- 1 本表は有価証券報告書その他の財産状況を適切に記載していると認められる書面をもってこれに代えることができる。
- 2 特に記載を要する事項については、科目に追加記載をしても差し支えない。

(第6面)

2 損益計算書

自 年 月 日
至 年 月 日

(単位：千円)

科 目	金 額	
	当 期	前 期
営 業 収 益		
手 数 料 等		
営 業 収 益 計		
営 業 費 用		
人 件 費		
不 動 産 関 係 費		
租 税 公 課		
通 信 交 通 費		
調 査 研 究 費		
広 告 宣 伝 費		
そ の 他		
営 業 費 用 計		
営 業 損 益		
営 業 外 収 益		
受 取 利 息		
有 価 証 券 等 取 引 益		
そ の 他		
営 業 外 収 益 計		
営 業 外 費 用		
経 常 損 益		
特 別 損 益		

税 引 前 当 期 純 利 益 (又 は 税 引 前 当 期 純 損 失)		
法 人 税 等 充 当 額		
当 期 純 利 益 (又 は 当 期 純 損 失)		

(記載上の注意)

- 1 本表は有価証券報告書その他の損益状況を適切に記載していると認められる書面をもってこれに代えることができる。
- 2 特に記載を要する事項については、科目に追加記載をしても差し支えない。

3 株主資本等変動計算書

年度 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$

	株 主 資 本								評 価 ・ 換 算 差 額 等				新株 予約 権	純資 産合 計	
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金		自己 株式	株主 資本 合計	その 他有 価証 券評 価差 額金	繰越 ヘッ ジ損 益	土地 再評 価差 額金			評価・ 換算 差額 等計
		資本 準備 金	その 他資 本剰 余金	資本 剰余 金合 計		その他利益剰余 金	繰越 利益 剰余 金								
年 月 日残高(円)						〇〇 積立 金									
事務年度中の変動額															
新株の発行															
剰余金の配当															
当期純利益															
自己株式の処分															
・ ・ ・ ・ ・															
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）															
事業年度中の変動額合計（円）															
年 月 日残高(円)															

(記載上の注意)

- 1 株主資本の変動事由及び金額の記載は、概ね、貸借対照表における記載の順序によること。
- 2 株主資本以外の項目について、事業年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。この場合には、変動事由及び金額の記載は、概ね、貸借対照表における記載の順序によること。
- 3 その他資本剰余金、その他利益剰余金及び評価・換算差額等は、上記の科目以外の適当な名称を付した科目に細分し、記載することができる。
- 4 その他利益剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、直前事業年度末残高、事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 5 資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。